○経済産業省告示第六十四号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五条第一項の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第六十六号（工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準を定めた件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
Ⅰ　エネルギーの使用の合理化の基準 1　専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項 ⑴　空気調和設備、換気設備に関する事項 ①～③　［略］ ④　空気調和設備、換気設備の新設に当たっての措置 ア．空気調和設備、換気設備を新設する場合には、必要な負荷、換気量に応じた設備を選定すること。 イ．空気調和設備を新設する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、エネルギーの効率的利用を実施すること。 (ｱ)　可能な限り空気調和を施す区画ごとに個別制御ができるものとすること。 (ｲ)　［略］ (ｳ)　熱搬送設備の風道・配管等の経路の短縮や断熱等に配慮したエネルギーの損失の少ない設備とすること。	Ⅰ　エネルギーの使用の合理化の基準 1　専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項 ⑴　空気調和設備、換気設備に関する事項 ①～③　［略］ ④　空気調和設備、換気設備の新設に当たっての措置 ［新規］ ア．空気調和設備を新設する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第73条に基づき定める建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準となるべき事項（以下「建築物判断基準」という。）中、空気調和に関する事項を踏まえ、エネルギーの効率的利用を実施すること。 (ｱ)　熱需要の変化に対応できる容量のものとし、可能な限り空気調和を施す区画ごとに個別制御ができるものとすること。 (ｲ)　［略］ ［新規］